公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成３０年３月２９日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区条例第３号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成１４年墨田区条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

⑸　公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

第３条の次に次の１条を加える。

（派遣職員の給与）

第３条の２　派遣職員のうち、法第６条第２項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる。

第４条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「職員の給与に関する条例等」に改める。

付　則

１　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日以後の職員の派遣に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定の例により行うことができる。